



(公 印 省 略)

令和８年度 宝くじ桜寄贈事業について

本事業を要望される団体等は下記の事項を了承の後、所定の書式により申請して下さい。

記

令和8年度 宝くじ桜寄贈事業 要項

【事業目的】 さくらは、日本の花と言われる樹木です。

宝くじ桜寄贈事業は、さくらを寄贈し、そのさくらを植栽、育成、保存により豊かな自然環境、生活環境の保全、向上を目的とします。

【寄贈要件】 ① 申請者は、手入れ保全体制が整備されており、宝くじ桜を植栽、育成、手入れ、保存し、自然環境、生活環境の保全を目的とする公益活動団体等であること。

② 植栽地は、さくらを植栽し自然景観をより向上させ、将来さくら名所になり得る所。

③ 寄贈物件の「事業表示石碑」の設置、「品種表示板」の取付を完全に遂行すること。

④ 受領書は、さくら若木の納品確認後、速やかに返信すること。

⑤ 植栽完了後、必ず「完了報告書」を提出すること。

【事業内容】 1. 寄贈物件 さくら若木 (樹高1.8m内外又は、2.5m内外)

事業表示石碑 (シガ^{*}石、高さ150cm×巾18cm×厚さ12cm、1箇所につき1基)

品 種 表 示 板 (間伐材合板、さくら若木1品種5本につき1枚)

2. さくら若木寄贈本数 50本以上

さくら若木

事業表示石碑

品種表示板

※本事業は50本以上が適切に
植栽されることが必須です。

50本以下は寄贈対象外となります。



3. 寄贈品種

ヤマザクラ（山桜）、オヤマザクラ（大山桜）、オモザクラ（大島桜）、
カヒザクラ（寒緋桜）、染井吉野（ソメイヨシノ）、枝垂桜（シダレザクラ）
その他、サトザクラ類（関山、普賢象、一葉、うこん、陽光）

※品種・数量については本会と申請者が協議して決定致します。

4. 申請受付期間

令和8年5月7日～7月31日（必着）

5. 審査決定

令和8年10月上旬に審査し、都道府県担当課等、申請者へ
採否を通知します。

6. 寄贈（納品）時期 令和8年12月～令和9年2月上旬

採択決定後、事業表示石碑は順次、直送にて納品させていただきます。
なお、納品等に関する連絡は、植栽予定地調書（様式2）の
納品担当者へメールにて連絡を致します。

※寄贈（納品）時期は、出荷状況等により時期が前後する事があります。

7. 申請書類及び様式

- (イ) 宝くじ桜寄贈事業申請書（様式1）
- (ロ) 宝くじ桜植栽予定地調書（様式2）
- (ハ) 申請団体概要書（様式3）※地方自治体は不要

* 添付書類 ①位置図（植栽場所が確認できる地図）
②植栽地の現況がわかる近景及び遠景の写真
③簡略な配植計画図

- (ニ) 植栽地が民有地の際は、土地所有者の承諾書

添付の写真はA4サイズにプリントするか、A4用紙に添付して下さい。

※ この事業により、さくらの寄贈を受ける申請者は、この事業に対し、本会と同等の
責任を担うことを承知して下さい。

※ご不明な点は、（公財）日本さくらの会事務局までお問い合わせ下さい。

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-5 ローレル永田町419

公益財団法人 日本さくらの会 事務局長・樹木医 浅田信行

TEL 03-3593-2222 FAX 03-6550-9819

※申請書の電子データを必要とする方は、下記アドレスにてご連絡下さい。

E-mail : kurita@sakuranokai.or.jp（担当：栗田）

☆ 宝くじ桜寄贈事業は、日本さくらの会のHPでもご案内しています。

<https://www.sakuranokai.or.jp>